

国民政府と満蒙問題

著者	高文勝
雑誌名	日本研究
巻	40
ページ	85-102
発行年	2009-11-30
その他の言語のタイトル	The Nationalist Government and Japan's Special Interests in Manchuria
URL	http://doi.org/10.15055/00000511

国民政府と満蒙問題

高 文 勝

はじめに

一九二〇年代後半から一九三〇年代初頭にいたるまでの時期の中国は、国民政府の形成期に当たっており、日中関係は岐路にさしかかっていた。当該期の日中外交史の研究は、駐華公使だった重光葵の回顧録『昭和の動乱』に影響され、当該期の中国外交を一般に「革命外交」と呼ぶなど、とりわけその反日的な側面が過度に強調されがちであった。^{〔1〕}

筆者は近年、中国国民政府の成立期の対日政策についての研究を進め、いわゆる「革命外交」としてその強硬姿勢を強調してきた従来の単純な理解に対し、中国国民党・国民政府内部の路線対立や政府指導者の外交構想などの内在的な分析により、その複雑な内実を提示してきた。^{〔2〕}

しかしながら、当該期の日中関係の捉えなおしの研究には、まだ多くの課題が残されている。その一つは、中国国民党・国民政府が、日中関係の中の満蒙問題、具体的にいうならば、日本の満蒙における特殊権益について、どのように考えていたのか、そしてどのように対処していたのかということである。この問題を解明するのは満州事変の評価において極めて重要だと思われる。そこで本稿では、国民政府と外交部長王正廷の満蒙問題に対する態度を明らかにすることを目的としている。

一 日本の満蒙特殊権益と満蒙政策

「特殊権益」の語は専ら第二次世界大戦前の満蒙における日本の地位について用いられ、条約上の「特殊権利」とそれを行使する結果得られる「特殊利益」を合わせて作られたものと理解される。

「特殊權益」という概念は「特殊權利」と「特殊利益」を包含するが、「特殊權利」と「特殊利益」自体の意味は必ずしも明確ではなかった。滿蒙に対する日本の特殊權利は主として日本が中国と結んだ条約、協定によって獲得した有形の權利（関東州租借、滿鉄経営、関東軍の鉄道沿線配置、その他鉱業、農業、商業上の權利など）であるが、それはまた日本と滿蒙の地理的近接、特殊な歴史的關係、政治的、經濟的關係によつてもたらされた無形の權利でもあると主張されたのである。⁽³⁾ 例えば、「十万人の血」を流して南滿を獲得したという事実、日本による二億円の投資、あるいは日本の「生存權」といったようなもので、滿蒙という「宝库」は日本人によつて開發されるべきだという考えなどはその代表的なものであった。また、日本軍部にとつて、滿州といえは仮想敵国ソ連と開戦した場合の戦場と想定されていたことはもちろんである。⁽⁴⁾

日本の滿蒙における特殊權益は必ずしも明確ではなかったが、信夫淳平は滿州事変前、日本が滿蒙において有する特殊權益を三種類に分けて説明している。第一は条約上の根拠があり、かつ名実共に日本の特殊權利である。例えば、関東州租借權及び同租借地行政權、日本居留地設置權、南滿鉄道の経営權など二十種類の特殊權利と見なされるものはそれである。第二は条約上の根拠が乏しいものの、事実に日本の特殊權利と認めるべきものである。安奉線付屬地の維持及び同付屬地における行政權（警察權を含む）、安奉線鉄道守備

兵駐屯權、滿鉄付屬地以外における領事館警察權、正金銀行券と朝鮮銀行券の発行及び流通權、無線電信施設權等政治上、軍事上、經濟上重要な權益などの五種類はそれに属するものである。第三は条約上の根拠があり、かつ最惠国待遇を有する第三国の国民にも条約均霑できるが、事実は日本の特權利といえるものである。関東州内外の關稅に關する諸權、南滿州における土地商租權などの六種類の特殊權利はそれである。三者を合わせて計三十一種の特權利を日本が有する。⁽⁵⁾

このように、日本の主張する特殊權利には条約に基礎をおくもののほかに、慣行や既成事実によるもの、地方官憲や個人との密約に基づくものも多かつたのである。また、その中に、日本が二十一ヶ条要求によつて獲得した滿蒙特殊權益の骨幹といわれた関東州（旅順・大連）租借の期限延長、土地商租權などがある。日本側はそれらを条約に基づいた權益として主張するのに対し、中国側は二十一ヶ条要求によつて成立した諸条約自体の有効性を認めない立場に立っていた。そのため、旅順・大連租借地問題、土地商租權問題は滿蒙問題中で最も争議ある問題となつた。

滿蒙における特殊權益について、日露戦争後から滿州事変までの日本の政策は一貫したものであり、それは滿蒙特殊權益の拡大と擁護を図ろうとしたものである。日露戦争後から一九一八年までは滿蒙特殊權益の拡大期である。この時期において日本の滿蒙政策の特

徴とは、日本が満蒙地方を自己の勢力範囲とし、軍事力そのものによって、もしくは軍事的、政略的圧力を背景として、満蒙における権益の拡大をはかろうとしたのである。⁶⁾ 二十一ヶ条要求の提出と強要などはその典型的な事例である。

第一次大戦後、日本は米英との国際協定の観点から、それまでの中国へのアグレッシブな膨張政策を修正し、中国内政不干涉政策を打ち出した。満蒙政策について、日本はそれまでの満蒙における特殊権益の拡大よりその維持に重きをおくことになった。この時期、とくにワシントン会議以降、日本は満蒙を自己の勢力範囲として明白に他国に認めさせるといふことはしなかったが、満蒙における日本の特殊権益自体、そしてその特殊権益の擁護と拡大の政策に変わりはないのである。⁷⁾ 例えば、一九二四年五月三十日、清浦内閣の外務、陸軍、海軍、大蔵四省が共同で作成した「対支政策綱領」の第四項において、「条約又は慣行に依り正当に享受せる権利及利益は飽迄之を堅持し以て支那に於ける我地歩の確保及伸展を図る」ことが基本方針として挙げられており、その第八項で、「満蒙」における日本権益の確保について「格別の考慮」を払うことを決定している。⁸⁾

そこに登場したのがいわゆる幣原外交⁹⁾である。幣原は国際協調と中国内政不干涉政策を唱えながら、日本が中国に有する諸権益の保持を当然のこととして主張する。一九二四年七月一日、外相就任後

最初の議会演説において幣原は、「帝国の外交は我正当なる権利々益を擁護増進する」ことを「根本主義とするもの」であり、「日本の正当なる権利々益を擁護増進するのは政府として当然の責務」であると主張している。¹⁰⁾ 同年十月八日の枢密院本会議において幣原は、九月二十二日に出淵勝次亜細亜局長が発表した对中国不干涉談話を確認しながら、満蒙における日本の特殊権益の確保は絶対的なものであつて不干涉主義とは別問題だと説明している。¹¹⁾ さらに一九二六年一月二十一日の第五十一議会において幣原は、中国内政については「絶対に之に干渉せざる」と「我権利及利益」「我正当なる地位」を「凡ゆる正当手段」「及ぶ限り擁護の手段」を執つて擁護することを日本の一貫した方針として主張している。幣原の言う「正当なる権利利益」「正当なる地位」なるものがその演説中で「日本が満蒙地方に於て有形無形な最重要な権利利益を有する」¹²⁾と示されたように、満蒙特殊権益を含む日本の在中國諸権益であることは明らかである。このような、幣原の満蒙問題に対する態度は幣原外交の根本理念を示すものとして名高い五十二議会での彼の演説においてもよく示唆されていたのである。¹³⁾

さらに一九二七年四月成立した田中内閣は対中国積極政策を唱え、満蒙問題の解決を一般中国問題とは別に切り離し、満蒙における日本の特殊地位を尊重し、政情安定の方途を講じる「東三省有力者」を相手として折衝を行い、「我特殊の地位権益に対する侵迫」に対

し、「機を逸せず適當の措置」「防衛の手段」により「我權益を擁護する」とするいわゆる「滿蒙分離政策」を確立した⁽¹⁴⁾。

また、田中内閣の対中国政策を批判してきた民政党總裁浜口雄幸は一九二九年七月組閣後、十大政綱を公布し、その第四項の「対支外交の刷新」において、滿蒙特殊權益を「我國の生存又は繁榮に欠くべからざる正当且緊切なる權益」と定義し、それを「保持するは政府當然の職責に属す」と主張している⁽¹⁵⁾。さらに一九三一年七月、若槻礼次郎首相は「国民的生存と緊切なる關係のある權利利益」を守るためには、「如何なる犠牲をも顧みず、敢然として決起しなればならぬ」と強調したのである⁽¹⁶⁾。

このように、滿蒙における日本の特殊權益の擁護、維持について、日本政府の態度は一貫したものである。実際、当時の如何なる日本政府においても、滿蒙における日本の特殊權益を（たとえその期限になつても）中国に返還すべきだと想定していなかつたのである。例えば、一九〇七年一月、山県有朋は首相西園寺宛意見書「対清政策所見」において、十年余りで租借期限が満了する関東州租借地の返還を清国は要求するであろうと予見し、その間に世界の情勢、東洋の局面に重大な変化が生じない限り日本が清国の要求に応じえないのはもちろんだと述べている⁽¹⁷⁾。一九〇八年九月、桂内閣は、日本は如何なる場合にも常に清国に対し優越なる地位を占める覚悟がなくしてはならず、滿州において有する現在の状態を将来にわたつて永

く持続する策を講じなければならぬとする清国に対する態度と方針を閣議で決定したのである⁽¹⁸⁾。一九〇九年四月、山県は「第二対清政策」と題する意見書を、首相桂、外相小村及び陸相寺内に送つた。その中で、山県は、たとえ関東半島の期限がきても直ちにこれを還付するようなことは実際においてできることではない、そこで、関東半島の租借期限を延長し、これを実際に日本の領土と同様のものとするため、大々的な経営を進め、到底滿州から撤退することのできない状態をつくりあげなければならない、と提言した⁽¹⁹⁾。一九一三年、外務省は「支那に関する外交政策の綱領」において、関東州租借地期限問題については「永久動かざるの決心を以て之に処」することを決定したのである⁽²⁰⁾。

この問題について、幣原の態度も同じである。一九二九年九月五日、国民政府司法院副院長張繼と駐日公使汪榮宝は幣原外相を訪れた。そのとき、汪公使より滿蒙問題に対する日本政府の意見についての質問に対し、幣原は「若し関東州租借地の返還とか或は滿鉄の回収とかを意味すとせば、我國は絶対に之を問題とすることを得ず、独り現内閣のみならず如何なる政府に於ても斯かる要求を考慮するの余地なき」と答えている⁽²¹⁾。さらに一九三一年四月二十七日の地方長官會議において幣原は、日本側の一部の言う「滿蒙問題の根本的解決」（「滿蒙地図の色取りを更へむとする」こと）と中国側の言うそれ（「日本をして旅大租借權並に滿鉄に関する權利を抛棄せしめ」ること）

を「一片の空論」として批判し、「旅大租借権並に満鉄に関する権利の如きは我國民的生存の必要上より見て到底更改を許さざる性質のものである」ので、中国側の如何なる方面より旅順・大連租借権又は満鉄に関する権利を回収しようとしても、「我々として到底之を問題となし得べき筋合ではありませぬ、今日何人が外交の局に当たつても、又如何なる内閣が組織されても、斯かる支那側の要求を取上げて問題となし得ないことは明瞭であり」と改めて表明している。⁽²²⁾

以上に見たように、日本の一般の為政者はもとより、国際協調と对中国不干渉政策を高唱し、中国の不平等条約撤廃運動に同情を惜しまないと標榜する幣原にも、満蒙における日本の特殊権益を中国に返還する用意がなかったことは明らかである。したがって、幣原外交なるものは、その対英米政策は別として、对中国政策においては、中国の国権回収運動に積極的な好意を示さず、本質的には中国における日本の優越的地位及び諸権益とりわけ満蒙特殊権益を保持し、他の列強と協調して中国の不平等条約撤廃運動を抑圧しようとするものだといえよう。

二 武漢国民政府の満蒙問題に対する態度

では、上記のような日本の満蒙における特殊権益について、不平等条約撤廃を目指す中国国民政府はどのような態度をもって臨んでいたのだろうか。結論的に言えば、国民政府の満蒙における日本

の特殊権益に対する態度は、孫文のそれに対する主張を継承したものである。孫文の満蒙問題に対する態度は、革命運動開始初期から一九一八年頃までは、日本に対してかなり妥協的であり、一九一九年以後は、基本的に転換し、日本の在満州權益否認、日本の満州撤退などを主張するに至った、と藤井昇三は主張している。⁽²³⁾一九一八年頃までの孫文の態度は別として、その後の孫文の態度に関する藤井氏の主張は妥当であろう。すなわち、旅順・大連租借地を含む満蒙における特殊権益をも原則的に回収すべきであるが、現実の問題として、それを早急に回収するのは不可能であり、差し当たりは日本の在満蒙特殊権益の返還を求めず、日中関係の緩和を図りつつ、根本的解決を将来の懸案として残そうとしたのである。

このような、孫文の満蒙問題に対する態度の表明は一九二四年の訪日時になされた。一九二四年十一月、孫文は北上の途中、神戸に立ち寄った際、民間右翼の巨頭、頭山滿と会談した。そのとき、頭山滿が「貴説の旧条約撤廃云々中には日本の満蒙に於ける既得権、具体的に云へば旅順大連の回収を意味するものである等解するものあり果して如何」と質問したのに対して、孫文は次のように答えている。

それは一般的に旧条約の撤廃を望むのであつて旅順大連の回収等いふ処まで考へてはゐない、香港澳門に就ても然り。特に澳

門の如きは支那として曾てこれを割譲したる条約は存在しないのであるが、葡萄牙が五百年間勝手に割譲して其の儘になつて居るのである。斯かる事情であるから若し支那がこれを回収せんとせば一個連隊の兵を以てすれば立所に回収せられるのである。併しながら葡萄牙の勢力は只其の外部にあつて、まだその内部に及んでゐない、若し今後其の勢力が内部までに及ぶ場合は大問題である。旅順大連の問題にあつても既に現在出来上つて居る以上に更らにその勢力拡大するに於ては問題であるが、今の通りの勢力が維持される以上問題が起ることはない。香港の問題も亦これに同じ。²⁴⁾

すなわち、孫文は不平等条約撤廃を望んでいるが、差し当たりは旅順・大連の回収を考えていないのであり、香港問題とマカオ問題も同じである。マカオは中国の領土割譲条約に属さないが、今日までにポルトガルに占領されているのは問題になつていない。日本が旅順・大連を租借しているのは現実であり、それを現実として認めるのである。もし日本が旅順・大連の現状を維持すれば、それは問題にならないが、現状を超えて、更なる拡大を図るならば問題になる、というのである。

さらに十一月二十九日、神戸での英字紙 *Japan Chronicle* の記者との会見において孫文は、差し当たりは旅順・大連の返還を要求し

ないことを改めて表明した。だが、これは日本だけを特別扱いしているのではなく、すべての列強は中国に主権を返還すべきであり、中国主権の回収は関税自主権回復と治外法権撤廃を当面の目標としている、と孫文は説明している。²⁵⁾

上記のような孫文の満蒙問題に対する態度は単に孫文一人のみの主張ではなく、ある意味では当時中国での代表的な意見であつたと考えられる。例えば、孫文訪日前の六月十五日、北京『益世報』は中日親善の方法について論じた際、次のように述べている。

我々は日本が自発的に二十一条全部の抛棄を声明し、事実上直ちに解決できないもの例えば旅大などの返還問題などは中国との間に別個に、相当期間を延長せる新租借協定を締結することを希望する。交換条件として、領事裁判権廃止、団匪賠償金免除、租界返還、関税協定などの如き、日本の国策上重大な関係のないものは、中国の要求を容れて解決すべきである。²⁶⁾

満蒙特殊権益の根幹である旅順・大連即時返還は不可能である以上、その租借継続を容認して、他の懸案解決に資しようとする『益世報』の提案は、前述した孫文の主張及び後述する国民政府の主張と基本的に一致するものである。

一九二五年七月、国民政府は広州に樹立された。国民政府は、

「帝国主義打倒」「不平等条約撤廃」の主張を掲げて、国民革命を進め、一九二六年九月、軍閥打倒の北伐を開始した。一九二七年一月国民革命軍が武漢を攻略し、漢口・九江英租界を回収した。いわゆる漢口・九江英租界回収事件である。

漢口・九江英租界回収事件は日本を含む列国に大きなインパクトを与えた。革命軍の真相を説明し、日中親善を図るため、一九二七年二月、国民革命軍総司令蔣介石は国民党中央執行委員戴季陶を蔣介石の使者として、日本に派遣した。訪日中、戴季陶は、来日の目的は国民政府と日本との親善関係を促進すること、国民政府は外国租界の回収を平和的・合理的な手段によって行うこと、国民党そのものは孫文の三民主義の実現に向って進むものであること、を繰り返して強調し、国民革命と蔣介石ら穩健派への理解を日本に求めた。また、日本にとって最も重要な満蒙問題については、戴季陶は次のように語っている。

日本の満蒙における特殊地位については、これを現在の事実として見てはゐるが、国民党として具体的に考慮した事はない。将来本問題を如何にすれば合理的であるかは日本国民が自ら研究せんことを希望するものである。⁽²⁷⁾

すなわち、中国国民党は日本の満蒙特殊権益を事実として認め、差

し当たりは満蒙問題の解決を考えておらず、その合理的解決を将来の問題として残して日本の国民が自ら進んで検討すべきだ、というのである。

満州における日本の特殊権益を事実として認め、これに慎重に対処しなければならぬというのは、左派と右派を問わず当時の国民政府の共通の認識であった。例えば、一九二六年十二月末から翌年一月初めにかけて、中国南方を訪れた日本外務省条約局長佐分利貞男に対して、武漢国民政府外交部長陳友仁は、「日本の満州における権益については、国民政府は日本と親善関係を樹立することを希望するので、満蒙における日本の立場は充分考慮する用意があり、妥協点を見出すのは困難なことではない」と表明したのである。⁽²⁸⁾そして陳友仁と佐分利との間に、満蒙問題について、次のような諒解がなされたと言われている。

国民政府は満州における日本の既得権利・権益を承認し、双方の同意がない限り、それらの権利・権益を取消することはできない。極東における日本の地位を直接または間接に損なう協定・条約を国民政府は締結しない。⁽²⁹⁾

また、左派である孫科・武漢政府交通部長は日本記者に「満蒙問題は中日両国間の重大な懸案であるが、満蒙における日本の地位を

我々は十分諒解しているので、本問題の解決に当たって、慎重に考慮し、双方は満足できる外交解決ができると信じる⁽³⁰⁾と表明したのである。さらに、日本の国民革命に対する不安と危惧の念をなくすために、国民革命軍総政治部主任鄧演達は、満洲における日本の特殊權益を承認することを日本政府に表明する必要があると強調した⁽³¹⁾。つまり、武漢国民政府は「日本の満洲に対する地位については簡単に主義をもつて当てることの困難な事を認め、非常に注意を要する問題である」と見てゐる⁽³²⁾と、佐分利は観察したのである。

ここでとくに注目すべきは、国民革命軍総司令蒋介石の満蒙問題に対する認識である。いうまでもなく、蒋介石も満洲は中国に属するものであると考えている。しかし、蒋介石の主張には当時の一般国民党人士のそれといくぶん異なるところがあり、それは満蒙問題が日本にとって単に経済問題だけではなく、政治問題でもあるということであつた。一九二七年一月二十六、二十七日、財部彪海相の私的代表小室敬二郎との会談において蒋介石はそのような考え方を端的に示した。

吾等の主義に基けば、満洲も当然回収すべきものである。併し満洲問題は日本にとつて政治経済上重大であり日本人が日露戦争に血を流したといふ感情上の問題のあることも諒解して居る。又孫文氏が日本と満洲問題に就いて特殊の諒解があつたことも

知つて居るから之は特別の考慮を払はねばならない問題だと考へて居る⁽³³⁾。

当時、多くの国民党人士は、日本の満洲における特殊權益を事実として認め、そして、それを経済問題として円満に解決できると考えていた。これに対し日本では、満蒙問題は単に経済問題として解決されるものでなく、日本にとっては重大なる国防及び政治問題であるというのが一般の考えであつた。満蒙問題に対する日中両国間の認識にはこのような差異が存在した。したがって、満蒙問題が日本にとつて政治問題でもあるとの蒋介石の認識は、中国人としては例外的な特徴だといえよう。

三 南京国民政府の満蒙問題に対する態度

漢口・九江英租界回収事件後、武漢国民政府内の左派と右派の対立・拮抗が激化していく中、一九二七年四月十二日に蒋介石は上海でクーデターを敢行し、共産党肅清に踏み切つた。四月十八日に、南京で武漢国民政府と対立する国民政府が樹立された。新たに成立した南京国民政府は対日親善に努め、日本に対して、その満蒙における特殊權益を十分に考慮する用意があると、しばしば表明した。たとえば、五月二十二日、伍朝枢外交部長は南京国民政府の対日政策を次のように説明している。

日本と南京政府との円満なる交際はまづ旧条約を改訂して時代に適合する新条約を結ぶ事によりて実現される。旧条約中改正すべきもつとも重大なるは租界地、関税、治外法権等に関する問題である。然も余は実際問題として日本が南滿洲鉄道、関東租界地を今直ちに返還することはほとんど不可能と思ふが適當の時機に交渉ある場合日本側から返還期限を明確に表明する事によりて日支の平和は解決されるものと信ず。吾人は日本が人口過剰と原料品の供給に苦しみつつあるを熟知するものでこれに対し出来得る限り日本の希望に副ふ方針である。両国の融和は政治的勢力により達成されるものではなく、必ず経済關係から生じて来るべきである。吾人は新条約締結に当り日本の支那における特殊權益に対して十分の考慮を払ふ意志を有する。³⁴⁾

この中で、伍朝枢は満鉄や旅順・大連租借地の継続を是認または容認していることは明らかである。これは、原則論は別として、満鉄や旅順・大連租借地の早急返還は不可能である以上、日本からの返還期限の表明と交換に満鉄及び旅順・大連租借を日本に認めようとするものである。それは国民政府が満蒙問題に対する態度をもつとも明確に示したものである。だが、伍朝枢の言う「返還期限」表明なるものの内容は、近い将来を意味するのか、それとも南滿東蒙

条約により延長された一九二七年までの期限を意味するのか、必ずしも明確ではない。

その後、南京国民政府は日本の満蒙特殊權益について、理解・尊重の意を日本側に示し続けた。一九二七年九月、下野した蔣介石は日本を訪れ、十一月に田中義一と会談した。そのとき、蔣介石は田中に、日本が国民党を後押しして北伐を早く完成させ、張作霖を支持するとその国民の誤解を一掃するならば、満蒙問題も容易に解決される、と表明した。³⁵⁾ここで、満蒙問題をどのように解決するのかについて、蔣介石は明言していないが、前述した蔣介石の発言や伍朝枢の談話に照らせば、蔣介石の言った満蒙問題解決は、日本の満蒙特殊權益を理解し、それを是認または容認する意味に違いないであろう。だが、その前提または交換条件として、日本が北伐を支持し、中国の統一を認めるといふのである。蔣介石は帰国後、満州における日本の政治的、経済的利益の重要性を無視しないと改めて表明した。³⁶⁾また、一九二八年一月、蔣介石の意を受けて田中を訪れた張群は田中との間で、日本が張作霖を北京から奉天に引上げさせ、国民革命軍があえて張作霖に追い討ちをかけなければ、満州は大体委任統治のような形で、日本による事実上の政權を認めるといふ默契を交わした、と言われている。³⁷⁾

一九二八年四月、中斷した北伐が再開された。北伐再開に臨んだ南京国民政府にとって、もつとも重大な外交課題は対日外交である。

国民政府が望んでいたのは、日本が出兵しないことと日本との衝突を避けることであつた。³⁸そのため、国民政府は対日親善を図ると同時に、日本による北伐干渉の口実となるものをなくすよう努めており、日本の満蒙特殊権益について、理解と尊重の意を引き続き示したのである。北伐再開に先立って、三月六日に蒋介石は日本の新聞記者を招いて次のように語つた。

われわれ国民党の対各国政策は、すべて革命という立場から、国家の利益を前提としている。わが国民革命にとつて有利であり、わが国の主権を妨害しないものであれば、どんな国でも、その経済上の利益および民族的・国民的利益をわが国民政府は必ず尊重し、承認する。「中略」今度の北伐は郭松齡事件とは同じではない、すなわち、作戦場所は黄河流域であつて、東三省ではない。³⁹

ここで蒋介石の言う「経済上の権益および民族的・国民的利益」とは、日本の主張した満蒙特殊権益にほかならない。もし日本が北伐を妨害しないならば、国民政府はそれを尊重して承認すること、日本の権益が集中する東三省を北伐の対象から外すこと、を蒋介石は明言している。

さらに外交部長黄郛は三月八日の新聞記者との会見に際して、

「国際条約は拘束力を有するから、法律的に言えば、国民政府成立前、北京政府が列国と締結した条約は有効であることを国民政府は認めざるをえない」と表明し、国民政府が成立するまでの不平等条約は有効だと認めた。これは国民党と国民政府が初めて不平等条約の有効性を認めたものである。日本にとつて、黄郛の談話が特別な意味を有するのは、二十一ヶ条要求の結果成立した諸条約や西原借款に伴う諸協定の有効性を示唆したからである。

このように、成立初期の南京国民政府は、日本の満蒙特殊権益について、日本に対して理解・尊重あるいは条件付きの承認などのさまざまな譲歩を示しており、かなり妥協的であつた。この時期は南京国民政府の確立期で、いわば非常な困難に直面していた非常時期であり、田中内閣の对中国積極政策の盛んな時期と重なるので、南京国民政府はそれ以上の妥協を示すことができなかつたばかりか、日本側からの相応の譲歩や表示も得られなかつた。田中内閣による第一次、第二次山東出兵とその後の済南事件により、結局、日中間の満蒙問題に関する交渉には至らなかつたのである。

四 王正廷の満蒙問題に対する態度

一九二八年六月、国民革命軍が北京を攻略し、北伐による中国の統一事業は一段落した。その後、国民政府の最も重要な事業は不平等条約の撤廃となつた。そこで、登場したのは不平等条約撤廃を目

指す王正廷外交である。では、日中関係の火種となった満蒙問題、とりわけ日本の満蒙特殊権益の骨幹といわれた旅順・大連租借地問題、土地商租権問題、満鉄問題について、王正廷はどのように考えていたのであるか。

南満東蒙条約締結の経緯（二十一ヶ条要求）、国民党・国民政府の理念と立場および従来の主張から、王正廷も当然、旅順・大連の租借期はすでに満期となり、それを回収すべきだと主張する。これについて、王正廷は、「旅順・大連の租借地は中露の原訂条約には二五年を期限としているから、一九二五年を以て満期となるものであるが、一九一五年日本は九九年の延長を取得した。しかし、その取得の情形はなおその効力を中日間の一つの最も重要な懸案とならしめた。〔中略〕日本は特別の関係があるを以て放棄を欲しないが、その条約の規定期限は英国と同一で既に回収の時期に達している⁽⁴¹⁾」と述べ、日中双方の立場と問題となった原因を説明し、南満東蒙条約の有効性を認めないとの原則的立場を示したのである。

しかし、北京政府の三つの内閣の外交総長を歴任し、パリ講和会議・山東還付交渉・中ソ国交交渉・北京関税特別会議に参加した外交の当事者としての王正廷は、満蒙問題の複雑さ、日本の満蒙特殊権益維持に対する執拗な態度と強い決意および中国と日本との実力の格段の差を熟知し、現実として旅順・大連の早急回収は不可能だと認識している。そこで、王正廷は満蒙問題の解決より不平等条約

の改正を優先し、満蒙問題を棚上げにしようとした。「満洲問題には荊がある。丁度蜂の巣の様なものであつて、うつかり手を出すと大変だ、暫くそつとして置く他はない⁽⁴²⁾」と示したように、満蒙問題は日中両国関係における最も手を焼く問題で、軽々しくそれに手をだすのはきわめて危険であり、慎重に対処しなければならぬ、現状に照らして、満蒙問題を暫く棚上げにして、その解決を後回しにするしかないというのである。このような態度を、一九二九年十月佐分利貞男公使との会談において王正廷は改めて表明し、「満洲問題は現在解決不可能の問題なれば之に触れざる⁽⁴³⁾」との諒解を取り付けた。

では、なぜ旅順・大連租借地を回収できないのか。これについて王正廷は次のような認識を示している。

わが国民が最も心配しているのは、すなわち日本である。しかし、現に日本が旅順・大連の如き各種特権を放棄して、それを中国に返還することができるかどうかについて、日本にわが国の要求に服従させる十分な国力を持たない限り、それを語ることはできない、と私は考えている。⁽⁴⁴⁾

すなわち、満蒙問題、とりわけ旅順・大連の回収問題は中国の国力にかかわる問題であり、中国は十分な国力を持たない限り、旅

順・大連租借地問題の根本的解決はできず、それを要求することもできない。したがって、国民政府は滿蒙問題の解決を差し控えるべきである、というのである。かかる考えに基づき、王正廷は土地商租権問題と滿蒙鉄道問題についても、かなり慎重な態度をもって対応しようとしたのである。

土地商租権も二十一ヶ条要求に由来したものであり、日本の主張した滿蒙特殊權益の一角である。日本側は二十一ヶ条要求に基づき、南滿州において、各種商工業上の建物を建設するため、また農業を經營するため必要な土地を商租することができるという商租権、自由に住居、往來し各種の商工業その他の業務に従事することができるといふ内地雜居権を主張し、それを中国側に要求し続けた。これに対し、中国側（北京政府と国民政府また東北政權を問わず）はかなりの抵抗感や警戒心を抱いたようである。中国側からすれば、日本の言う滿蒙条約なるものは何も存在せず、存在するのはただ二十一ヶ条要求の記憶のみであり、仮に滿蒙条約の効力を認めるべきものとすれば、日本人の入り込むところ必ず領事館と警察を伴い、中国領土内に中国の主權が及ばないいくつかの地域を樹立することになり、結局、滿州内地は日本の占領地となるであろうと考えられた。⁽⁴⁵⁾そのため、中国側は北京政府や国民政府または東北当局を問わず商租権の実施にいろいろの制限を加えようとした。⁽⁴⁶⁾

土地商租権と内地雜居権を含む内地開放についての王正廷の態度

は明確で、一貫したものである。王正廷によれば、外国人に自由居住権と土地使用権を与えるのが世界と各国の従来の「通例」であり、中国もそうすべきである。しかし、それは中国と外国との不平等關係をなくしてからなのである。⁽⁴⁷⁾そうした王正廷の主張は中国とベルギー、イタリア、ポルトガル、スペイン、デンマーク五国との通商条約または友好条約に集中的に表れている。

日本の言う滿蒙における商租権と内地雜居権は二十一ヶ条要求にかかわっているので、王正廷はそれを滿蒙問題の一部と見なし、その解決をも棚上げにしようとした。一九二九年十月の佐分利貞男公使との会談において王正廷は、「滿洲問題には一切触れざるを緊要とすべく、商租権の問題は所謂二十一ヶ条に起原し、之に触れること極めて危険なり」と述べ、滿洲問題には当面触れないことを強調した。内地開放問題については、王正廷は、外国人の居住・營業または工場・倉庫設置のための土地取得を認めるが、農地を開放の対象から除外し、また、それは中国と外国との關係が完全に平等になつてからでなければならぬと主張した。さらに王正廷は、「日本に付て言へば、租界の他租借地等を還付せられたる後に至り始めて相互對等の關係となり、内地開放が可能となる」と内地開放の条件を示した。⁽⁴⁸⁾

一九三一年三月に開始された日中間の治外法權撤廢交渉において王正廷は、重光葵臨時代理公使に対して同様な立場を表明した。王

正廷によれば、不平等関係とくに租借地及び租界が存在する限り、その関係国の国民に対し内地雑居の権利を認めることはできない。なぜなら、租借地及び租界はその地域に限り、外国人を居住させる趣旨に基づいて設置されたものであり、これら地域の存在と内地開放とは両立し得ざる関係にあるからである。したがって、内地開放は租界や租借地のような特別地域の返還を前提とすべきである。具体的には、旅順・大連を中国に返還した後で、中国は日本人に対して中国内地を開放するというものである。ここで王正廷が表明したのは、旅順・大連や満鉄附属地の即時返還ではなく、内地開放のための条件であった。⁽⁴⁹⁾しかし重光葵は、内地開放の前提条件に関する王正廷の表明により、日中関係に強い危機感を抱くことになった。

重光は、法権問題がやがては中国における日本の根本的権益に波及し、それにより日中両国関係が重大な危機を迎えるのは必至であるとして、今からその決意と準備を行っておく必要があるとの結論を下した。⁽⁵⁰⁾

満蒙鉄道は日本の満蒙特殊権益のもう一つの柱である。ここで、その複雑な経緯を省略し、単に一九三一年の満蒙鉄道交渉問題に対する王正廷の対応を考察の対象にする。

一九三〇年十一月十四日、幣原外相は「満洲に於ける鉄道問題に關する件」と題する交渉方針を重光代理公使と各関係機関に送付し、満鉄競争線の発達を防止することを主眼とした幣原の満蒙鉄道交渉

方針を明らかにした。その主な内容は、満鉄競争線の開発は全く認められないこと、交渉は国民政府ではなく東北当局と地方的に行われること、交渉に当たって、日本側から新たな要求を提出しないことである。⁽⁵¹⁾

突如浮上した鉄道問題について、中国側は、交渉を誰（東北の張学良なのかそれとも中央政府の王正廷なのか）がどのように行うべきなのかを決めていないまま、交渉に入った。鉄道部長孫科は、「全国統一」の見地から東北鉄道管理権の中央移管を目指して、鉄道交渉を国民政府が行うべきだと積極的に主張した。蒋介石も鉄道交渉が鉄道部と外交部の職権に属するものだと考え、中央の威信を維持するためできるだけ鉄道問題を外交部が処理すべきだと主張した。

しかし、これに対し王正廷は、「東北の新鉄道計画は東北側が単独に行ふ処にして、若し日本側が満鉄東北両鉄道の権利均衡を希望するに於ては直接東北当局に対し談判せらるべく、中央としては別に主張なき」と考え、満蒙鉄道問題を地方的問題として、その解決を東北政権に任せようとした。そのため、王正廷は「東北外交事件にして若し中央と直接利害関係無きものは、東北をして弁理せしむべきを最善とし、現在の中日鉄道交渉に就ても外交部は固より締結の真相は之を承知し置くの要あるも、その交渉には干渉することなく以て外交部の責任の煩瑣及徒勞を軽減すべし」として、できるだけ鉄道問題を外交部が処理すべきだと蒋介石の要求を婉曲的に拒

否した⁽⁵³⁾。

もともと、中国にとつて、滿蒙鉄道問題は単に一鉄道問題でなく、日中間の一大政治問題である。では、なぜ王正廷はこれまでの国民政府の立場から離脱し、それを地方問題として対処するのか。その理由として、王正廷の「順序ある外交」プランと滿蒙問題に対する認識、対ソ・対日外交における王正廷と張學良との軋轢、一九三一年には王正廷の外交工作は国民政府内で厳しい批判を受けたことが考えられる⁽⁵⁴⁾。

だが、それは滿蒙鉄道交渉問題を放置するのではなく、「滿洲問題就中鉄道問題は極めて複雑且重大なるに付、學良とも篤と打合せ急激に趨ることなく、先づ日華兩國の感情の融和を計り徐々に円満なる解決を遂げしめたき意向なり」と示されたように、王正廷は滿蒙鉄道問題が極めて複雑であり、それを円満に解決するために、まず日中兩國の感情融和を図り、その上で徐々に解決していくべきだと考えていたのである。

上記のような、王正廷のアプローチは幣原外交における対中国政策のアプローチと一致しているといえよう。重光葵は、「幣原外交」における対中国政策を次のように述べている。

日本は従来しばしば支那側と折衝し、困難なる滿州関係の問題はあとまわしとし滿州関係の問題は触れることなく支那全土に

ついてまづ不平等条約の改訂を進め、これを機として日支關係の全般的改善を計り、その結果改善された空氣の下に、困難なる滿州問題を解決しようといふ順序で談を進めて来た⁽⁵⁶⁾。

すなわち、「幣原外交」の対中国政策とは、両国緊張の原因となつた滿州問題に触れず、その根本的解決を後回しとして、不平等条約の改正により国民政府との關係改善を優先し、両国間の感情を緩和していく、その上で困難な滿州問題を解決しようとするものであった。だが、日中關係に関する王正廷外交と幣原外交のアプローチは一致したものの、両者の目指したところは必ずしも一致したとは言えない。不平等条約撤廃を国民政府外交の究極的目標とする王正廷にとつて、滿蒙問題の解決とは結局、旅順・大連租借地や滿鉄のような特殊權益の回収を意味することはいうまでもない。一方、前述した日本政府と幣原の滿蒙問題に対する態度から明らかなように、幣原にとつて、滿蒙問題の解決とは、日本の滿蒙における特殊權益を放棄して、それを中国側に返還するのではなく、あくまでも中国側をしてその特殊權益の合法性を認めさせることにより、それを維持していくというのである。両者の究極的目標が異なつたとしても、滿蒙問題の根本的解決を懸案として残し、両国關係をそれ以上緊張させないという両者のアプローチは一致している。

おわりに

以上、本稿では、国民政府の満蒙問題に対する態度を考察することを試みた。その結果、本稿では、主に以下のことを示すことができた。

第一に、日露戦争後、満蒙における特殊権益を拡大し、それを維持していくのは日本の一貫した政策である。第一次世界大戦後、日本は満蒙特殊権益の維持に重きをおくことになったが、その特殊権益を中国側に返還する意図をいっさい有さなかつたのである。この問題について、幣原外交も例外ではなかつた。その意味で、幣原外交なるものが、本質的には中国における日本の優越的地位及び諸権益とりわけ満蒙特殊権益を保持し、他の列強と協調して中国の不平等条約撤廃運動を抑圧しようとするものだといえよう。

第二に、従来の研究では、国民政府が終始強硬な姿勢で日本の満蒙特殊権益に臨もうとした、とされている。しかしながら、本稿で分析したように、満州事変までの国民政府の満蒙問題に対する態度は大体において孫文の主張を継承するものであり、日本に対してかなり妥協的であった。国民政府はその革命理念から日本の満蒙特殊権益を回収すべきだと主張するが、実際に満蒙特殊権益の早急回収が不可能だと認識し、それを現実として容認し、その根本的解決を将来の懸案として後回しにして、当面解決可能な問題から日中関係

の改善を優先し、両国間の感情を緩和していき、その上で、満蒙問題の解決を図ろうとした。

第三に、『昭和の動乱』において重光葵は、満州事変勃発の誘因を王正廷の外交姿勢に帰しようとしているが、本稿で分析したように、満蒙問題に関して、日中両国は究極の目標において対立したものの、外交のアプローチ、具体的にいうならば、王正廷外交と幣原外交はアプローチにおいては一致している。満州事変までの国民政府と王正廷の満蒙問題に対する態度から見れば、満蒙問題に関して、日中交渉による妥協の余地が十分にありえたであろう。その意味で、日中衝突は免れないと結論を下した重光葵の結論の論拠は必ずしも史実を正確に反映したものとはいえないであろう。

* 本研究は二〇〇七年度日本学術振興会外国人特別研究員 (ID No. P07017) としての研究結果の一部である。

注

- (1) 今井清一「幣原外交における政策決定」『年報政治学 対外政策の決定過程』(有斐閣、一九五九年)、一一〇―一一一頁。入江昭『極東新秩序の模索』(原書房、一九六八年)。服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 一九一八―一九三二』(有斐閣、二〇〇一年)。

- (2) 拙稿「武漢国民政府期における陳友仁の対外交渉」(情報文化

- 研究』第十四号、二〇〇二年十月）、「済南事件の解決交渉と王正廷」(『情報文化研究』第一六号、二〇〇二年十月)、「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」(『情報文化研究』第十七号、二〇〇三年三月)、「南京国民政府成立初期の対日政策」(『情報文化研究』第十八号、二〇〇四年三月)、「治外法権撤廃と王正廷」(『日本福祉大学情報社会科学論集』第七卷、二〇〇四年三月)、「滿蒙危機と中国側の対応」(『現代と文化』第一一四号、二〇〇六年十一月)を参照。
- (3) 外務省外交史料館・日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』(山川出版社、一九九二年)、九八〇頁。外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻(原書房、一九六六年)、八八―九二頁。
- (4) 前掲『極東新秩序の模索』、一一二頁。
- (5) 信夫淳平『滿蒙特殊權益論』(日本評論社、一九三二年)、一五二―一五四頁。
- (6) 川田稔『原敬 転換期の構想―国際社会と日本』(未来社、一九九五年)、同『原敬と山県有朋―国家構想をめぐる外交と内政』(中央公論社、一九九八年)を参照。
- (7) 前掲『極東新秩序の模索』、一一―一二頁。
- (8) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、六一―六二頁。
- (9) 幣原外交の評価は大別して、「平和友好の外交」と高く評価する見解と、日本帝国主義の一面を代表するものにほかならないとする見解に分かれている。前者についての代表的論者は遠山茂樹・今井清一・藤原彰(『昭和史』岩波書店、一九五五年)、井上清(『傍觀者と犠牲者『昭和の精神史』批判』、『思想』三八六号、一九五六

- 年七月)、江口圭一(『郭松齡事件と日本帝国主義』『京都大学人文学報』第一七号、一九六二年十一月)がいる。後者についての代表的論者は彌津正志(『批判日本現代史』日本評論新社、一九五八年)が挙げられる。また、最近の幣原外交研究としては、服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本―外交と民主主義』(有斐閣、二〇〇六年)が参考になる。
- (10) 幣原平和財団『幣原喜重郎』(幣原平和財団、一九五五年)、二六三頁。
- (11) 『東京朝日新聞』一九二四年十二月二日社説。
- (12) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、八五頁。
- (13) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、八八―九二頁。
- (14) 『日本外交文書』昭和期I第一部第一卷、三四―三八頁、一七四―一七六頁。田中内閣の滿蒙政策について、代表的な研究は佐藤元英『昭和初期对中国政策の研究―田中内閣の対滿蒙政策―』(原書房、一九九二年)が挙げられる。佐藤氏によれば、田中の滿蒙分離策には、陸軍の伝統的対ソ戦略的構想(滿蒙が朝鮮に接続する軍事上、政治上特殊な関係を有する地域であること)と「産業立国」という政友会の党の方針(滿蒙が日本の資源の確保と人口問題解決のための「特殊權益」を有する地域であること)が含まれていたが、田中は関東軍と参謀本部の鈴木貞一が主張した「滿蒙領有論」を持つていないようであった。しかし、田中内閣による急激な对中国政策転換、並びに「滿蒙分離策」は「滿蒙領有論」を刺激・加速させたと言える。また、「対支政策綱領」では、「東三省有力者」即ち対張作霖対応問題、「適当な措置」即ち「滿蒙特殊權益」擁護のため

の具体的強制手段方法についての解釈は漠然としたものであった。

- (15) 前掲『幣原喜重郎』、三八四頁。
- (16) 前掲『日本外交史辞典』、九八一頁。
- (17) 大山梓編『山県有朋意見書』(原書房、一九六六年)、二〇四—二〇六頁。
- (18) 『日本外交文書』明治四十一卷第一冊、六八五—六九〇頁。
- (19) 前掲『山県有朋意見書』、三〇九—三一二頁。
- (20) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻(原書房、一九六五年)、三七—三七一頁。
- (21) 『日本外交文書』昭和期I第一部第三巻、八二—八三頁。
- (22) 『日本外交文書』昭和期I第一部第五巻、九一—九二頁。
- (23) 藤井昇三「孫文と『滿州』問題」、『関東学院大学文学部紀要』第五十二号、一九八七年、四一—五一頁。同『孫文の研究』(勁草書房、一九六六年)を参照。
- (24) 『東京朝日新聞』一九二四年十一月二十七日。黒龍会編『東亜先覚志士記伝』下巻(原書房、一九六六年)、七六—九頁(文中の旧字体を新字体に改めた)。
- (25) *The Japan Chronicle, Kobe, December 2, 1924*. 国父全集編輯委員会『国父全集』(近代中国出版社、一九八九年)第二冊、六三—三頁。
- (26) 『益世報』一九二四年六月十五日付『東京朝日新聞』、一九二四年六月十六日。
- (27) 『東京朝日新聞』一九二七年二月二十六日(文中の旧字体を新字体に改めた)。
- (28) 白井勝美『日中外交史—北伐の時代』(塙書房、一九七一年)、二〇—二二頁。
- (29) 『晨报』一九二七年二月二十八日。
- (30) 『大公報』一九二七年一月二十四日。
- (31) 中国第二歴史檔案館編『中国国民党第一、第二全国代表大会議史料』(江蘇古籍出版社、一九八六年)、一〇〇七—一〇〇八頁。
- (32) 『東京朝日新聞』一九二七年二月九日。
- (33) 『時事新報』一九二七年二月九日(文中の旧字体を新字体に改めた)。
- (34) 『東京朝日新聞』一九二七年五月二十三日(文中の旧字体を新字体に改めた)。
- (35) 『日本外交文書』昭和期I第一部第一巻、九三七—九四二頁。
- (36) 山浦貫一編『森恪』(森恪伝記編纂会、一九四一年)六一—四—六二—五頁。
- (37) 殖田俊吉「昭和デモクラシーの挫折」『自由』一九六〇年十月号、八二頁。
- (38) 沈亦雲『亦雲回憶』(伝記文学出版社、一九六八年)下冊、三五〇頁。
- (39) 『中央日報』一九二八年三月十日。
- (40) 『晨报』一九二七年三月十一日。
- (41) 王正廷著『中国近代外交史概要』(外交研究社、一九二八年)、二〇—六頁。
- (42) 山本条太郎翁伝記編纂会編『山本条太郎 論策二』(原書房、一九八二年)、四七—九頁。

(43) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第三卷、八三八―八四一頁。

(44) 吳天放編『王正廷近言録』(均益利國聯合印刷公司、一九三三年、三二頁)。

(45) 前掲『滿蒙特殊權益論』、三九七頁。

(46) 例えば、一九一五年六月北京政府は「懲弁國賊條例」を公布し、外国人の間に商租契約をなす者を売國罪として死刑に処することにした。その後、奉天・吉林両省は「商租地畝須知」を頒布し、商租は土地の収益と使用と見なし、商租の用途を商工業の建物用と農事經營に限ることとした。一九二九年二月、國民政府は「土地盜賣嚴禁條例」を發布し、密かに外国人に土地を売る者を死刑に処する旨を令した。また、一九三〇年六月、國民政府は「土地法」を公布し、農地、林地、牧地、魚地、塩地、鋤地、要塞と軍事区域、辺境の土地は外国人に移転、賃貸をなすことを禁止した。

(47) 前掲『王正廷近言録』、三〇―三一頁、三九―四二頁、四九頁。

(48) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第三卷、八三七―八四五頁。

(49) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第五卷、四一三―四一六頁。

(50) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第五卷、四二五―四二八頁。

(51) 「滿洲ニ於ケル鐵道問題ニ関スル件」、外務省記録A・一・一・〇・一、『滿蒙問題ニ関スル交渉一件 滿蒙鐵道交渉問題』(外務省外交史料館所蔵)。

(52) 一九三〇年十二月十四日王家楨より張學良宛電報、外務省記録A・六・一・〇・五、『密電情報關係一件』(外務省外交史料館所蔵)。

(53) 一九三二年三月十日在南京王家楨より張學良宛電報、外務省記

録A・六・一・〇・五、『密電情報關係一件』。

(54) 前掲拙稿「滿蒙危機と中国側の対応」を参照。

(55) 一九三一年一月十五日在天津田代總領事代理より幣原外務大臣宛電信第一八号(暗)、外務省記録A・一・一・〇・一・一三、『滿蒙問題ニ関スル交渉一件 蔣介石全國統一後ニ於ケル滿蒙鐵道ニ関スル日支交渉關係』(外務省外交史料館所蔵)、『大公報』一九三一年一月十五日。

(56) 重光葵『昭和の動亂』上卷(中央公論社、一九五二年)、四六頁。